

第106期 定時株主総会招集ご通知

日時 2024年6月24日（月曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所 佐賀市松原四丁目2番12号
当行本店6階会議室

ご出席株主さまへのお土産の配付は取りやめ
とさせていただきます。何卒ご理解いただきま
すようお願い申し上げます。

目次

■ 第106期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	5
第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対し退職慰労金贈呈の件	6
(添付書類)	
■ 第106期事業報告	7
■ 計算書類	20
■ 監査報告書	22

◇経営理念について

全役職員に当行の目指すべき道筋を明確にするために、「経営理念」を制定し、公表しています。当行はこの「経営理念」に則った行動に全行を挙げて取り組んでまいります。

- 一．健全経営に徹し、地域経済の発展に寄与する。
- 一．時代の変化を機敏にとらえ、挑戦し続ける。
- 一．お客さまと株主、行員とその家族のために最善をつくす。

2024年5月31日

株 主 各 位

佐賀市松原四丁目2番12号
株式会社 **佐賀共栄銀行**
取締役頭取 二 宮 洋 二

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第106期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト (<https://www.kyogin.co.jp/about/ir/soukai.php>)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀市松原四丁目2番12号 当行本店6階会議室
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
第106期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 株主総会にご出席できない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。ただし、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び当行監査法人が監査をした書類の一部であります。
  - ・ 事業報告の「業務の適正を確保する体制」
  - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 所有する当行の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                      |
|-------|---------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | にのみや ようじ<br>二宮 洋二<br>(1951年3月23日生)<br>〔再任〕  | 30,000株    | 1975年4月 大蔵省入省<br>1997年7月 銀行局特別金融課長<br>1999年7月 北海道財務局長<br>2001年7月 大臣官房参事官<br>2002年7月 神戸税関長<br>2005年6月 放送大学学園理事<br>2008年10月 地方公営企業等金融機構（現地方公共団体金融機構）理事<br>2011年6月 (株)TSIホールディングス常勤監査役<br>2014年6月 取締役頭取（現任） |
| 2     | ひら やま おさむ<br>平 山 修<br>(1967年2月26日生)<br>〔再任〕 | 11,000株    | 1989年4月 当行入行<br>2007年4月 審査管理部審査グループ上席審査役<br>2008年4月 白石支店長<br>2011年2月 総合企画部財務企画グループ上席調査役<br>2014年1月 総合企画部副部長<br>2014年10月 総合企画部長<br>2021年6月 取締役（現任）<br>〔総合企画部・事務統括部・人事制度担当〕                                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                   | 所有する当行<br>の株式数 | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                    |
|-----------|-------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3         | のう どみ けん じ<br>納 富 健 二<br>(1970年7月11日生)<br>〔再 任〕 | 8,000株         | 1995年 4 月 当行入行<br>2009年10月 兵庫支店長<br>2013年 4 月 監査部監査グループ上席検査役<br>2015年 4 月 鳥栖支店長<br>2020年 4 月 営業統括部長<br>2021年 4 月 業務統括部長<br>2023年 6 月 取締役 (現任)<br>〔業務統括部担当〕 |
| 4         | おと なり あ み<br>音 成 亜 美<br>(1976年3月5日生)<br>〔新 任〕   | 一株             | 1999年 4 月 味の素(株)入社<br>2009年 8 月 マースジャパンリミテッド入社<br>2022年 4 月 (有)旅館あけぼの 取締役<br>2023年 4 月 (有)旅館あけぼの 代表取締役<br>(現任)                                             |

(注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 音成亜美氏は社外取締役候補者であります。

(注) 3. 音成亜美氏を社外取締役候補とした理由は、会社経営者としての専門知識や経験に基づき社外取締役として、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただけると期待したものであり、また、これらを鑑みれば同氏が社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(注) 4. 音成亜美氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ておりません。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 所有する当行の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | よし だ えい じ<br>吉 田 英 二<br>(1961年1月18日生)<br>〔再任〕   | 10,000株    | 1990年7月 当行入行<br>2006年1月 事務部システムグループ課長<br>2009年4月 システム部長<br>2013年4月 総合企画部付部長（情報システム統括室長）<br>2014年4月 CRM統括部長<br>2016年4月 事務統括部長<br>2016年12月 総合企画部次期システム推進室長<br>2019年4月 事務統括部長<br>2020年6月 取締役<br>2021年6月 取締役（監査等委員）（現任）                                   |
| 2     | やす なが けい こ<br>安 永 恵 子<br>(1973年12月1日生)<br>〔再任〕  | 一株         | 2002年11月 司法試験合格<br>2004年10月 弁護士登録<br>万年・山口法律事務所入所（現万年総合法律事務所 福岡市）入所<br>2007年10月 安永法律事務所入所<br>2014年4月 安永法律事務所副所長<br>2017年6月 (株)戸上電機製作所 社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2018年6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2023年4月 弁護士法人安永法律事務所代表弁護士（現任）                                 |
| 3     | きし かわ ひろ ゆき<br>岸 川 浩 幸<br>(1968年10月9日生)<br>〔再任〕 | 一株         | 1993年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社<br>1997年4月 公認会計士登録<br>2005年9月 税理士登録<br>2005年10月 岸川公認会計士事務所所長（現任）<br>2008年12月 (株)マルキョウ社外監査役<br>2009年4月 熊本学園大学会計専門職大学院 准教授<br>2009年7月 税理士法人佐賀総合会計代表社員（現任）<br>2019年6月 西部電機(株)社外監査役（現任）<br>2020年6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任） |

〔注〕 1. 安永恵子氏と当行の間には、安永恵子氏が代表弁護士を務める弁護士法人安永法律事務所と当行が法律顧

- 問契約を締結している以外に、人的関係、資本的關係、その他特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 岸川浩幸氏と当行の間には、岸川浩幸氏が代表社員を務める税理士法人佐賀総合会計と当行が業務委託契約を締結している以外に、人的関係、資本的關係、その他特別の利害関係はありません。
- (注) 3. 安永恵子氏および岸川浩幸氏は社外取締役候補者であります。
- (注) 4. 安永恵子氏は、現在当行の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は2018年6月27日から6年を経過しております。
- (注) 5. 安永恵子氏は、弁護士として専門の知識や豊富な経験を有しており、当行の監査等委員である社外取締役在任期間中においてかかる知識や経験に基づく発言、助言をいただき、当行監査体制の強化などに適切に職責を果たしていただいております。今後も、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
- (注) 6. 岸川浩幸氏は、現在当行の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は2020年6月25日から4年を経過しております。
- (注) 7. 岸川浩幸氏は、公認会計士および税理士としての財務および会計、税務に関する相当の知見を有しており、当行の監査等委員である社外取締役在任期間中においてかかる知識や経験に基づく発言、助言をいただき、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただくなど適切に職責を果たしていただいております。今後も、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
- (注) 8. 当行は安永恵子氏および岸川浩幸氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。安永恵子氏および岸川浩幸氏の再任が承認された場合は、安永恵子氏および岸川浩幸氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

第106期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）の力久芳則氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、取締役会で決定された社内規程に基づき算出されますため、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名                | 略 歴                                       |
|--------------------|-------------------------------------------|
| りきひさ よしのり<br>力久 芳則 | 2017年6月 取締役就任<br>2020年6月 常務取締役就任<br>現在に至る |

以 上



(添付書類)

第106期 { 2023年4月1日から } 事業報告  
{ 2024年3月31日まで }

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

[金融経済情勢]

わが国経済は、コロナ禍以降、インバウンドの回復やイベントの再開が相次ぐなど緩やかな回復が見られました。一方で、円安基調の経済情勢を背景に原材料価格及びエネルギー価格は高止まりしており、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化等の地政学的リスクもあり、先行き不透明な状況が続いております。

地域金融機関を取り巻く状況は、日本銀行における金融政策の変更を受けて、2007年以来約17年ぶりに普通預金金利の引き上げに動き出すなど大きな転換点を迎えております。また、事業を営む方々においては、経済環境が回復しつつあるものの、仕入れ価格の高騰や賃上げ、人手不足等の課題に直面しており、収益状況は依然として厳しい状況にあります。

当行は、お客さまに寄り添いながら、お客さまに対する積極的な資金供給やお客さまに満足していただけるサービスの提供に努めてまいります。

[事業の経過及び成果等]

このような金融経済情勢のもと、2023年度における業績は次のとおりとなりました。

◇預金

預金につきましては、前年度末比70億11百万円減少し2,285億43百万円となりました。

◇貸出金

貸出金につきましては、前年度末比27億67百万円減少し1,879億99百万円となりました。

◇損益状況

経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金、株式等売却益は増加したものの、国債等債券売却益、国債等債券償還益が減少したこと等により、前年度比1億68百万円減少し60億94百万円となりました。貸出金利息は前年度比81百万円増加の43億31百万円となり、8年連続の増加となりました。また、有価証券利息配当金は、好調な株式市況等の影響を受け、61百万円増加し7億72百万円となりました。役務取引等収益は55百万円減少し5億71百万円となりました。

経常費用は、その他の役務費用が増加したものの、国債等債券売却損の減少及び株式等償却が発生しなかったこと等により、前年度比5億61百万円減少し46億30百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比3億93百万円増加し14億64百万円となり、当期純利益は69百万円増加し10億37百万円となりました。

### ●コア業務純益

一般企業の営業利益に相当するコア業務純益は、貸出金利息、有価証券利息配当金共に増加したこと等が主因となり、1億9百万円増加し14億75百万円となりました。

### ◇不良債権の状況

金融再生法開示債権残高は、前年度末比8億67百万円減少して68億21百万円となり、金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.41ポイント低下して3.60%となりました。

### ◇自己資本比率

自己資本比率は、前年度末比0.15ポイント上昇して9.32%となり、国内基準の4%を大幅に上回っております。

### ◇業務面の取り組み

2023年度は主に次のような取り組みを行ってまいりました。

#### ●預金金利の引き上げ

日本銀行の金融政策の変更を受けて、2023年12月11日よりお預け入れ期間5年の定期預金金利を0.002%から0.07%に引き上げました。また、2024年4月1日より2007年以来約17年ぶりに普通預金金利を0.001%から0.02%へ引き上げ、定期預金などの預金金利についても引き上げを行いました。

#### ●店舗網の見直し

店舗網を効率化するとともに、渉外行員の集中化により営業力を強化する目的で店舗統廃合を実施してまいりました。2023年度中には、大野城支店をランチインランチ方式にて福岡支店に統合いたしました。その結果、2023年度末の拠点数は18カ店となりました。

#### ●職場環境の改善

昨今の物価上昇などの社会情勢への対応に加えて、従業員の一層の士気向上、優秀で多様な人材の確保を目的として、2024年4月より全行員の一律1万円のベースアップを実施し、また2025年4月より大卒初任給を20万5千円から23万円に引上げを実施いたします。

一方、2023年10月より当行行員における副業を解禁いたしました。多様な働き方の推進による行員の成長と地域貢献を目的とし、副業を通して培った価値観が当行に革新をもたらすことを期待しております。

#### ●デジタルサービスの拡充

2023年8月に佐賀県内の金融機関が連携して、「佐賀県キャッシュレス納付推進共同宣言」を行いました。

当行ではお客さまの納付手続きの簡素化や窓口への来店していただく手間を省くために税公金のキャッシュレス納付（口座振替、QRコード決済等）を推進しており、2024年4月15日より税金等の口座振替をお申込みいただいたお客さまへ1税目ごとに現金500円をプレゼントするキャンペーンを開始しております。

#### ●業務提携によるサービスの拡充

お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えすることを目的として、2024

年6月1日にアイザワ証券株式会社と有価証券の売買の媒介等に係る業務委託基本契約を締結いたします。本基本契約の締結により、現在、当行窓口で取り扱っている公共債、投資信託に加え、アイザワ証券が取り扱っている金融商品販売に係る全てのサービスを提供することが可能となります。

#### [対処すべき課題]

当行では、新たに2024年度から2026年度までの3年間の第十四次中期経営計画を策定し、「お客さまのために“気づき！考え！行動する！”銀行」を目指す姿としています。

重点的に取り組む事項である「営業力の強化」「生産性の向上」「組織の活性化」を推し進め、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

#### 1. 営業力の強化

引き続きお客さまのもとに足繁く通う営業活動を徹底し、お客さまとの対話にこだわり最も身近にご相談いただける関係性を構築してまいります。

お客さまの業績向上や事業再生のため、本支店一体となって、課題解決に取り組んでまいります。また、ご融資の回答期限の短縮化や、非対面チャネルの拡充などの取り組みによりお客さまの満足度を高め、一層の貸出金利息の確保に努めてまいります。

#### 2. 生産性の向上

当行における課題解決の迅速化を図るため、取組期限を明確にし、意思決定及び行動のスピード化に努めてまいります。

また、これまでも生産性向上のための取り組みを行ってまいりましたが、引き続き事務量削減を目的とした業務プロセスの見直しや外部リソースを活用したコスト削減と時間短縮を行い、さらなる生産性の向上に取り組んでまいります。

#### 3. 組織の活性化

行員一人ひとりが持続的に成長・活躍できる環境を整備し、時代の変化に挑戦し続けるような人材の育成に取り組んでまいります。

お客さまのために“気づき・考え・行動する”銀行員を目指して、行員一人ひとりがアンテナを高くして課題を見つけ、解決策を自ら考え、実行に移すまでを一連のアクションとすることができるよう取り組んでまいります。

女性活躍の推進につきましては、2027年3月末までに、管理職に占める女性の割合を30%程度に引き上げます。今後も女性管理職の登用を積極的に行い、管理職に占める女性の割合を高め、多様性が尊重される組織の実現に努めてまいります。

当行は、これからもお客さまの一層のご信頼とご支援をいただけるよう努力してまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                    | 2020年度       | 2021年度       | 2022年度       | 2023年度       |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 預 金                | 246,340      | 241,668      | 235,555      | 228,543      |
| 定期性預金              | 114,713      | 108,456      | 101,989      | 91,866       |
| そ の 他              | 131,626      | 133,211      | 133,565      | 136,676      |
| 貸 出 金              | 196,126      | 195,549      | 190,766      | 187,999      |
| 個 人 向 け            | 42,663       | 42,780       | 43,175       | 43,564       |
| 中小企業向け             | 135,023      | 137,583      | 136,930      | 135,851      |
| そ の 他              | 18,440       | 15,185       | 10,660       | 8,582        |
| 商 品 有 価 証 券        | —            | —            | —            | —            |
| 有 価 証 券            | 60,212       | 58,888       | 52,229       | 49,020       |
| 国 債                | 5,263        | 6,342        | 2,167        | 3,025        |
| そ の 他              | 54,949       | 52,545       | 50,062       | 45,995       |
| 社 債                | —            | —            | —            | —            |
| 総 資 産              | 278,337      | 274,638      | 264,298      | 254,839      |
| 内 国 為 替 取 扱 高      | 772,999      | 639,578      | 660,634      | 652,099      |
| 外 国 為 替 取 扱 高      | 百万ドル<br>—    | 百万ドル<br>—    | 百万ドル<br>—    | 百万ドル<br>—    |
| 経 常 利 益            | 596          | 1,124        | 1,070        | 1,464        |
| 当 期 純 利 益          | 301          | 639          | 968          | 1,037        |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>13 80 | 円 銭<br>29 28 | 円 銭<br>44 30 | 円 銭<br>47 51 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載しております。

## (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 使 用 人 数     | 259人    |
| 平 均 年 齢     | 40年4月   |
| 平 均 勤 続 年 数 | 17年0月   |
| 平 均 給 与 月 額 | 346千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数

|       | 当 年 度 末 |       |
|-------|---------|-------|
|       | 店       | うち出張所 |
| 佐 賀 県 | 14      | ( ー ) |
| 福 岡 県 | 3       | ( ー ) |
| 長 崎 県 | 1       | ( ー ) |
| 合 計   | 18      | ( ー ) |

(注) 1. 営業所数は拠点数で報告しております。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10か所設置しております。

当年度新設営業所

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

#### (5) 設備投資の状況

##### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|               |     |
|---------------|-----|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 174 |
|---------------|-----|

重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容           | 金 額 |
|---------------|-----|
| 本店2階改装工事      | 59  |
| オートキャッシャー改刷対応 | 24  |

- (6) 重要な親会社及び子会社等の状況  
該当ありません。

[重要な業務提携の概況]

- ① 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ② 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤ セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

- (7) 事業譲渡等の状況  
該当ありません。

- (8) その他当行の現況に関する重要な事項  
該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(2023年度末現在)

| 氏名    | 地位及び担当                  | 重要な兼職                                             | その他                                   |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 二宮 洋二 | 取締役頭取<br>(代表取締役)        |                                                   |                                       |
| 力久 芳則 | 常務取締役                   | 人事部、総務部担当                                         |                                       |
| 平山 修  | 取締役                     | 総合企画部、事務統括部、人事制度担当                                |                                       |
| 納富 健二 | 取締役                     | 業務統括部担当                                           |                                       |
| 宮崎 耕治 | 取締役<br>(社外取締役)          |                                                   |                                       |
| 吉田 英二 | 取締役<br>常勤監査等委員          |                                                   |                                       |
| 安永 恵子 | 取締役<br>(社外取締役)<br>監査等委員 | 弁護士<br>弁護士法人安永法律事務所<br>代表弁護士<br>(株)戸上電機製作所社外監査等委員 |                                       |
| 岸川 浩幸 | 取締役<br>(社外取締役)<br>監査等委員 | 税理士、公認会計士<br>税理士法人佐賀総合会計代表社員<br>西部電機(株)社外監査役      | 公認会計士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 |

- (注) 1. 重要な会議等への出席や監査法人及び監査室との連携を密に図ること等により、監査・監督機能を強化するために吉田英二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりです。

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位 |
|-------|------------|------|--------|
| 日高 明美 | 2023年6月26日 | 任期満了 | 取締役    |

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

本方針は当行取締役会において次のとおり決定しております。当行の取締役の報酬等については、役位に応じて支給する「月額報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労引当額」にて構成しております。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、独立性確保の観点から、定額で支給する「月額報酬」のみとしております。

「報酬等」につきましては、2016年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名、監査等委員である取締役は3名であります。

なお、役員報酬等の額の決定過程における、取締役会等の活動内容は以下のとおりであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、2023年6月26日の取締役会において、基本方針に基づき決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

### ②取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

(単位：名,百万円)

| 区 分                  | 支給人数 | 報 酬 等    |
|----------------------|------|----------|
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 6    | 102 (20) |
| 取 締 役（ 監 査 等 委 員）    | 3    | 17 (2)   |
| 計                    | 9    | 119 (23) |

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書しております。  
2. 業績連動報酬の設定はありません。  
3. 非金銭報酬は該当ありません。



### (3) 責任限定契約

| 氏 名     | 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮 崎 耕 治 | 任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。 |
| 安 永 恵 子 | 同上                                                                                                              |
| 岸 川 浩 幸 | 同上                                                                                                              |

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名     | 兼 職 そ の 他 の 状 況                     |
|---------|-------------------------------------|
| 宮 崎 耕 治 |                                     |
| 安 永 恵 子 | 弁護士法人安永法律事務所代表弁護士、(株)戸上電機製作所社外監査等委員 |
| 岸 川 浩 幸 | 税理士法人佐賀総合会計代表社員、西部電機(株)社外監査役        |

(注) (株)戸上電機製作所及び西部電機(株)と当行との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 在 任 期 間   | 取 締 役 会 及 び 監 査 等 委 員 会 へ の 出 席 状 況             | 取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況                |
|---------|-----------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 宮 崎 耕 治 | 3年<br>9ヵ月 | 当事業年度開催<br>取締役会18回のうち17回出席                      | 取締役会のほぼ全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 1         |
| 安 永 恵 子 | 5年<br>9ヵ月 | 当事業年度開催<br>取締役会18回のうち18回出席<br>監査等委員会16回のうち16回出席 | 取締役会及び監査等委員会の全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 2   |
| 岸 川 浩 幸 | 3年<br>9ヵ月 | 当事業年度開催<br>取締役会18回のうち17回出席<br>監査等委員会16回のうち15回出席 | 取締役会及び監査等委員会のほぼ全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 3 |

(注) 1. 宮崎耕治氏は当行社外取締役在任期間中において、医師及び前佐賀大学長としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 2. 安永恵子氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において弁護士としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 3. 岸川浩幸氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する相当な知見に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：名,百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 3    | 7        | —             |

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 40,000千株  
発行済株式の総数 22,034千株

(2) 当年度末株主数 1,197名

(3) 大株主 2024年3月31日現在

| 株主の氏名又は名称    | 当行への出資状況 |        |
|--------------|----------|--------|
|              | 持株数等     | 持株比率   |
| 松尾建設株式会社     | 1,496 千株 | 6.85 % |
| 久光製菓株式会社     | 1,461    | 6.69   |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,130    | 5.17   |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 1,058    | 4.84   |
| 株式会社佐賀銀行     | 823      | 3.77   |
| 昭和自動車株式会社    | 779      | 3.56   |
| 株式会社三井住友銀行   | 750      | 3.43   |
| 株式会社りそな銀行    | 697      | 3.19   |
| 株式会社福岡中央銀行   | 655      | 2.99   |
| 株式会社豊和銀行     | 567      | 2.59   |
| 計            | 9,419    | 43.13  |

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

#### (4) 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を含む。）に対して当行が交付した株式はありません。

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

## 6. 当行監査法人に関する事項

### (1) 当行監査法人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                       | 当該事業年度に係る報酬等 | その他   |
|----------------------------------------------|--------------|-------|
| 太陽有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 河島啓太<br>指定有限責任社員 山村幸也 | 21           | (注) 3 |

- (注) 1. 当行の公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務に基づく報酬は21百万円であります。
2. 当行と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には合計額を記載しております。
3. 監査法人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに監査法人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当行は内部統制監査を実施しておらず、また第1四半期及び第3四半期の四半期レビューを取りやめたため、これらに係る報酬は上記金額に含まれておりません。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 当行監査法人に関するその他の事項

監査法人の解任又は不再任の決定の方針

当行都合の場合の他、当該監査法人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「監査法人の解任又は不再任」を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

### (5) 当行監査法人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

#### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

**7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

特に定めておりません。

**8. 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

**9. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

**10. 会計参与に関する事項**

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

**11. その他**

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としています。

# 第106期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------|---------|-------------------------|---------|
| (資産の部)      |         | (負債の部)                  |         |
| 現金預け金       | 17,207  | 預 金                     | 228,543 |
| 現 金         | 3,455   | 当 座 預 金                 | 1,555   |
| 預 け 金       | 13,751  | 普 通 預 金                 | 133,465 |
| 有 価 証 券     | 49,020  | 貯 蓄 預 金                 | 551     |
| 国 債         | 3,025   | 通 知 預 金                 | 675     |
| 地 方 債       | 1,898   | 定 期 預 金                 | 90,445  |
| 社 債         | 21,014  | 定 期 積 金                 | 1,421   |
| 株 式         | 9,445   | そ の 他 の 預 金             | 429     |
| そ の 他 の 証 券 | 13,636  | 借 用 金                   | 4,900   |
| 貸 出 金       | 187,999 | 借 入 金                   | 4,900   |
| 割 引 手 形     | 449     | そ の 他 負 債               | 746     |
| 手 形 貸 付     | 14,551  | 未 払 法 人 税 等             | 85      |
| 証 書 貸 付     | 163,542 | 未 払 費 用                 | 214     |
| 当 座 貸 越     | 9,456   | 前 受 収 益                 | 215     |
| そ の 他 資 産   | 494     | 給 付 補 て ん 備 金           | 0       |
| 前 払 費 用     | 25      | そ の 他 の 負 債             | 231     |
| 未 収 収 益     | 197     | 賞 与 引 当 金               | 223     |
| そ の 他 の 資 産 | 271     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 136     |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,209   | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金   | 47      |
| 建 物         | 529     | 繰 延 税 金 負 債             | 783     |
| 土 地         | 1,478   | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 188     |
| 建 設 仮 勘 定   | 3       | 支 払 承 諾                 | 906     |
| その他の有形固定資産  | 198     | 負 債 の 部 合 計             | 236,475 |
| 無 形 固 定 資 産 | 77      | (純資産の部)                 |         |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 61      | 資 本 金                   | 2,679   |
| その他の無形固定資産  | 15      | 資 本 剰 余 金               | 1,259   |
| 支 払 承 諾 見 返 | 906     | 資 本 準 備 金               | 1,259   |
| 貸 倒 引 当 金   | △3,074  | 利 益 剰 余 金               | 10,941  |
|             |         | 利 益 準 備 金               | 1,007   |
|             |         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,934   |
|             |         | 別 途 積 立 金               | 4,367   |
|             |         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 5,567   |
|             |         | 自 己 株 式                 | △83     |
|             |         | 株 主 資 本 合 計             | 14,797  |
|             |         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 3,181   |
|             |         | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 385     |
|             |         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | 3,567   |
| 資 産 の 部 合 計 | 254,839 | 純 資 産 の 部 合 計           | 18,364  |
|             |         | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 254,839 |



# 監査法人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 佐賀共栄銀行  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀共栄銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

2024年5月24日

株式会社 佐賀共栄銀行

取締役頭取 二宮 洋 二 殿

株式会社 佐賀共栄銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田 英 二

監査等委員 安永 恵 子

監査等委員 岸川 浩 幸

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会社法第337条第1項に基づく監査法人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(注) 監査等委員 安永 恵子及び岸川 浩幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

佐賀市松原四丁目2番12号 電話：0952-26-2161

佐賀共栄銀行本店 6階会議室



## 交通のご案内

- 九州佐賀国際空港より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎自動車道「佐賀大和 I.C.」より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎本線JR佐賀駅より ▶▶▶ 車で約7分
- 佐賀駅バスセンターより ▶▶▶ 「片田江バス停」下車徒歩約3分